

都道府県レクリエーション協会
事務局長 様

平素は大変お世話になっております。日本レクリエーション協会です。

スポーツ庁より情報共有に関する連絡がありましたのでご連絡致します。
貴協会・貴団体におかれましても関係各所への周知をお願い頂きたく、宜しく
申し上げます。

内容は下記の通りです。
(以下原文)

=====

9月11日(金)に決定されました、11月末までの催物の開催制限等について、添付
の通り事務連絡を発出いたしますので、関係機関等への周知のほどよろしく
いたします。

どうぞよろしくお願い致します。

(公財)日本レクリエーション協会

事務連絡
令和2年9月14日

(重要) 本事務連絡は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より各都道府県知事等宛に発出された「11月末までの催物の開催制限等について」(事務連絡)の内容を周知するものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
各スポーツ関係団体

スポーツ庁政策課

11月末までの催物の開催制限等について

9月1日以降の催物の開催については、「9月1日以降における催物の開催制限等について」(令和2年8月25日スポーツ庁政策課事務連絡)において、9月末までは現在の開催制限を維持されることについて御連絡したところですが、9月11日に、11月末までの開催の目安が決定され、その内容を周知する「11月末までの催物の開催制限等について(事務連絡)」(各都道府県知事等宛、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡。以下「内閣官房事務連絡」という。)が発出されました。

この取扱いは9月19日から実施することとされており、催物の開催制限の12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされています。

また、内閣官房事務連絡においては、別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」、別紙4「感染防止のチェックリスト」等、催物の開催にあたっての留意事項等についても示されております。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、上記の人数上限及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県がそれぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうることに留意をいただいたうえで、各都道府県が設定する基準の内容や各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期すようお願いいたします。特に、内閣官房事務連絡に記載の通り、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、各都道府県は、目安及び業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベント主催者

等が都道府県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じて、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力するよう促すこととされておりますので、御留意をお願いいたします。

加えて、各団体におかれましては、業種ごとに策定されている感染拡大防止ガイドラインにつきまして、内閣官房事務連絡の内容等に基づき、必要に応じて改定を行う等、適切に対応いただきますようよろしくお願いいたします。また、今後新たに感染拡大防止ガイドラインの策定を御検討されている団体におかれましては、内閣官房事務連絡の内容等を踏まえた策定をいただきますようよろしくお願いいたします。

本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

- ・ 11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf
- ・ 7月10日以降における都道府県の対応について（令和2年7月8日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0708.pdf
- ・ 今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について（令和2年8月7日付け 各都道府県知事宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0811.pdf

〔その他〕

- ・ 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
（内閣官房ホームページ）
<https://corona.go.jp/>
- ・ 新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791, 2673） メール：sseisaku@mext.go.jp